

久留米市城島保健福祉センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市城島保健福祉センター条例（平成20年久留米市条例第45号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用等の許可申請)

第2条 条例第10条第1項の規定により久留米市城島保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）の施設（その附属設備を含む。以下同じ。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ使用許可（使用変更・利用料金減免）申請書（第1号様式。以下「使用許可等申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。許可された事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の申請は、使用しようとする日の3月前の日の属する月の1日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

3 トレーニング室及び歩行プールを個人利用するときは、条例第15条第1項に規定する利用料金を納付し、利用券の交付を受けることで前2項の手續に代えることができる。

(使用等の許可)

第3条 指定管理者は、前条第1項の使用許可等申請書を受け付けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、申請者に対し使用許可（使用変更許可・利用料金減免決定）書（第2号様式。以下「使用許可等書」という。）を交付するものとする。許可した事項の変更を許可する場合も同様とする。

2 前項の許可の順序は、使用許可等申請書の提出順によるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、保健福祉センターの施設の使用に際し、第1項に規定する使用許可等書を提示しなければならない。

(使用の中止)

第4条 使用者は、保健福祉センターの使用を中止しようとするときは、久留米市城島保健福祉センター使用中止届（第3号様式）に使用許可等書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

(冷暖房設備及び附属設備の利用料金)

第5条 条例第15条第1項に規定する利用料金のうち、冷暖房設備及び附属設備の利用料金は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(利用料金の減免)

第6条 条例第17条の規定により利用料金を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市及びその機関が行政上の必要により使用する場合 全額
 - (2) 市及びその機関が主催し、又は共催する行事に使用する場合 全額
 - (3) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳及び原子爆弾被爆者手帳の交付を受けている者が利用する場合（トレーニング室及び歩行プールに限る。） 全額
 - (4) 65歳以上の者（当該年度中に65歳に達する者を含む。）が利用する場合（トレーニング室及び歩行プールに限る。） 半額
 - (5) 第3号に規定する者の利用（トレーニング室及び歩行プールに限る。）に当たり、その者に付添人がいる場合 付添人に係る利用料金（第3号に規定する者1人につき2人以上の付添人がいる場合は、そのうちの1人に係る利用料金に限る。）の全額
 - (6) 前各号のほか、市長が特に必要と認める場合 市長が必要と認める額
- 2 前項（第3号及び第4号を除く。）の規定による利用料金の減額又は免除の申請は、第2条第1項の規定により提出する使用許可等申請書に、減免申請する旨及びその理由を併記して行うものとする。
- 3 指定管理者は、前項の減免申請がなされたときは、申請理由を審査し、利用料金の減免を適当と認めるときは、第3条第1項の規定により交付する使用許可等書に利用料金を減免する旨を付記するものとする。
- 4 指定管理者は、申請者に対し、前項の審査に必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 第1項第3号及び第4号の規定により利用料金の免除を受けようとする者は、第2条第3項の規定により利用券の交付を受ける前に、第1項第3号に規定する各手帳及び公共機関の発行する証明書等を提示しなければならない。

（利用料金の返還）

第7条 条例第18条ただし書による利用料金の返還は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 天災地変その他避けることのできない事由により施設が使用できない場合又は施設の使用中に、使用者の責に帰さない事由で使用できなくなった場合 全額
- (2) 使用者が使用する日の7日前までに、使用中止を届け出た場合 全額
（使用者の遵守事項）

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火災、盗難、人身事故その他の事故の防止に万全の措置をすること。
- (2) 許可なくして保健福祉センターの施設に張紙、釘打等をしないこと。
- (3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為を行わないこと。
- (4) 許可なくして保健福祉センターの備品を所定の場所以外に持ち出さないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第9条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食しないこと。
- (2) 騒音を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) 保健福祉センターを不潔にしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(原状回復の報告)

第10条 使用者は、条例第13条の規定により原状を回復したときは、速やかに指定管理者に届けて点検を受けなければならない。

(毀損等の届出)

第11条 使用者は、施設等を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに久留米市城島保健福祉センター毀損等届(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に久留米市城島保健福祉センター条例(平成20年久留米市条例第45号)の規定による冷暖房設備の使用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の久留米市城島保健福祉センター条例施行規則(以下「旧規則」という。)第4条第1項の規定により提出された使用許可等申請書は、改正後の久留米市城島保健福祉センター条例施行規則(以下「新規則」という。)第2条第1項の規定により提出された使用許可等申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第5条第1項の規定により交付された使用許可等書は、新規則第3条第1項の規定により交付された使用許可等書とみなす。

別表第1（第5条関係）

冷暖房利用料金

区分	単位	利用料金
会議室	1時間	100円
健康フロア（全体）	1時間	720円
健康フロア①及び②	1時間	510円
健康フロア②及び③	1時間	410円
健康フロア①	1時間	300円
健康フロア②	1時間	200円
健康フロア③	1時間	200円
調理実習室	1時間	410円
和室研修室①及び②	1時間	410円
和室研修室①	1時間	200円
和室研修室②	1時間	200円
和室研修室③	1時間	200円
創作室（全体）	1時間	410円
創作室①	1時間	200円
創作室②	1時間	200円
交流サロン	1時間	100円

備考

- 1 利用料金には、消費税等額を含む。
- 2 利用時間が1時間未満のときは、1時間とする。

別表第2（第5条関係）

附属設備利用料金

設備名	単位	単価
マッサージ機	1回	50円
ヘルストロン	1回	50円
七宝焼き窯	1回	300円

備考

- 1 利用料金には、消費税等額を含む。
- 2 マッサージ機及びヘルストロンは、中学生以下の使用を禁止する。

様式は省略